

2010年5月20日発行(6号 総会特集) 夕陽会広報部

4月26日香港園において、会員38名出席のもとに、2010(平成22)年度の夕陽会定時総会が開催された。それに先立ち4月12日に開催された理事会で事前審議された結果を基に、報告事項および提案された各議案は、原案通り可決・承認された。

引き続きオブザーバー5名の参加を得て懇親会を開催した。今年から参加費1000円徴収を開始したせいかドタキャンもあり、昨年と比較して参加者が若干少なかったことが残念であった。

2010(平成22)年度 夕陽会定時総会議事録(要約)

【議事】

開会挨拶:鴻田 会長(司会:西副会長)

- 2009年度活動につき、鴻田会長より報告、承認。
 - ①一般活動報告(鴻田)
 - ②防犯カメラ設置報告(西)
 - ③夕陽ヶ丘街づくり協議会活動報告(佐藤)
- 2009年度会計報告につき、塚田会計より報告(2頁参照)。

期中で監事がゼロ人となったため、監査結果を元監事の田中(稀)副会長より報告・承認。
- 期中の人事異動報告
 - ①七沢理事の副会長就任 ← 追認された
 - ③田中公平氏死去にともない、理事会より退会
 - ③藤井清一氏転居にともない、理事会より退会
- 2010年度新理事メンバー候補および役員候補を提案・承認(3頁参照)。
- 2010年度活動につき、提案・承認。
 - ①一般事業報告(鴻田)
 - ②夕陽ヶ丘街づくり協議会活動計画(七沢)
(今後、夢のある中・長期展望案を関係者みんなで勉強・検討し、その実現を目指したい)
- 2010年度予算(2頁参照)につき、塚田会計より提案・承認。
- 夕陽会会則第2条変更につき、佐藤副会長より提案・承認。

目的:夕陽ヶ丘街づくり協議会会員要件との整合性をはかるため、会員資格を拡大する
(4ページ目に全文掲載。文意をより明確にするため役員会で条文にかっこを追加した)
- 杉野学園第2校舎第2期建設および共同住宅建設工事計画の件 報告(杉野)
- 国政調査についてのお願い(鴻田)

閉会挨拶:杉野副会長

予算・決算報告

【収入の部】

項目	2010年 (H22) 予算	2009年 (H21) 決算	2009年 (H21) 予算
町会費	1,000,000	1,066,700	940,000
補助金(区より)	500,000	2,827,950	380,000
雑収入(還付金)	150,000	122,000	50,000
受取利息	500	458	3,000
リサイクル	25,000	24,468	25,000
小 計	1,675,500	4,041,576	1,398,000
前年度繰越金	1,447,639	1,413,605	1,413,605
合 計	3,123,139	5,455,181	2,811,605

【支出の部】

項目	2010年 (H22) 予算	2009年 (H21) 決算	2009年 (H21) 予算
人件費	100,000	146,000	100,000
防災対策費	70,000	60,000	70,000
交通防犯対策費	100,000	2,512,520	200,000
地域環境保全費	0	16,062	200,000
青少年育成費	100,000	61,000	100,000
厚生費	160,000	61,110	100,000
諸寄付関係費	400,000	400,000	400,000
渉外費	50,000	60,000	100,000
慶弔費	0	0	20,000
会議費	300,000	377,611	300,000
修繕費	50,000	76,650	10,000
印刷費	250,000	215,920	100,000
通信費	10,000	2,480	10,000
事務費	10,000	7,759	10,000
雑費	10,000	10,430	10,000
小 計	1,610,000	4,007,542	1,730,000
次年度繰越金	* 1,513,139	1,447,639	1,081,605
合 計	3,123,139	5,455,181	2,811,605

【2009年度決算上の留意点】

- ①2009年度は約33万円の赤字予算であったが、地域環境保全支出をゼロとし、ほぼ収入に見合った支出となった。
- ②収入として品川区からの補助金が大きく膨れたのは、防犯カメラの設置に伴い230万円の支援を受けたため。
支出は『交通防犯対策費』として全額支出されている。
- ③修繕費の支出増の理由は、『さつき会館』前に掲示板を移動し新規に作成したためである。
- ④印刷費の支出増の理由は、『夕陽会便り』のカラー版を2回発行したことに起因する。

【2010年度予算上の工夫点】

- 2010年度も町会活動としての支出急拡大の要請はあるが応えられないので、見かけ上均衡予算とし、前年度と同様『街づくり協議会予算』から活動費を、ねん出することにした。
 - ①防犯カメラの運営・メンテ料等を夕陽ヶ丘街づくり予算からの全面支出とする
 - ②花と緑の活動費もすべて夕陽ヶ丘街づくり予算から支出する
 - ③過去の義理で付き合いしている各種団体との関係を整理縮小を継続
 - ④役員活動費の削減(昨年度より実施済み)
 - ⑤慶弔費支出全面カット(昨年度より実施済み)
 - ⑥懇親会参加費1000円徴収の実施

* 総会当日配布した予算表次年度繰越金に計算ミスがあったので、訂正して記載してある。

【次年度先送り事項(収入増のための案件)】

- ①マンション各世帯の町会費は、戸建の約1/4と安いので少し値上げする
- ②2011年度は、雅叙園増築に伴い財源が増える予定

『夕陽ヶ丘街づくり協議会』活動報告

4月12日総会が開催され、2009年度の活動報告と2010年度活動方針が承認された。

【2009年度】

事業報告(夕陽会便りに掲載済み)

- ①杉野学園5号館前およびカトリック目黒教会前歩道状空地整備
- ②防犯カメラの設置
- ③ドレメ通りを花と緑で飾る活動(第1段:教会周辺)

会計報告

- ・支出約1,250万円(防犯カメラ補助金分を除く)

【2010年度】

事業計画

- ①ドレメ通り北寄りの歩道状空地拡大を目指す、私権絡みで見通しが立っているわけではない
- ②花と緑の第2段階の展開を計画。ドレメ通り北寄りを重点地区とし設置を交渉する

事業予算

- ・上記①、②合わせて、約1,700万円を仮計上

人事

- ・藤井清一会長転居にともない、七沢基氏を新会長に選出

2010年度夕陽会理事・役員

氏名	住所	役職
鴻田 次章	パークマンション	会長
西 春雄	上大崎4-5	副会長
佐藤 至弘	上大崎4-4	副会長
田中 稀一郎	下目黒1-8	副会長
杉野 秀子	上大崎4-6 杉野学園	副会長
七沢 基	マンション雅叙苑	副会長
小田 信昭	マンション雅叙苑	副会長
塚田 晴子	上大崎4-5	会計
奥村 潤一郎	上大崎4-5	監事
椎野 開八郎	上大崎4-4	監事
厚木 基	ドレッセ目黒	
金井 敢	上大崎4-3	
金武 慶子	上大崎4-5	
神永 貴志	ラビ目黒	
斉藤 雅之	セレニティ目黒	
鈴木 正司	上大崎4-5	
高橋 昭廣	上大崎4-4	
田中 浩	南目黒苑	
中村 胤夫	マンション雅叙苑	
沼田 幹	パークタワー目黒	
堀井 陽子	上大崎4-5	(民生委員)
柳沢 浩一	上大崎4-6	
与倉 守英	上大崎4-5	
レオ・シューマカ	上大崎4-6 教会	
須永 征規	雅秀エンタプライズ	

教会周辺の花々



行人坂終点(交差点)の停止線後退



山手線西側道路の一部を車歩道分離



夕陽会会則(2010年4月26日改定)

第1条 本会は夕陽会と称す。

第2条 本会は品川区上大崎4丁目・上大崎3丁目・西五反田3丁目および目黒区下目黒1丁目の一部各居住者、法人および
対象テリトリー内に土地・建物等を所有する者または近い将来所有することが明確な者(代表者)のうち
役員会が認めた者を以て組織する。

第3条 本会の事務所は前2条の町内に置く。ただし、恒久的事務所が定まるまでは会長の自宅とする。

第4条 本会は、会員相互の親睦協調および発展向上と福利のために、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

第5条(総会) 総会は本会の会員が自らの意思表示をする場と定義し、定時、臨時の2種とする。

1. 総会は会長が召集しその議長を務める。
2. 総会の決議は出席会員の過半数の賛成に依る。

第6条(定時総会) 1. 定時総会は毎年4月中に行う。

2. 前年度の会計・活動報告の承認、および本年度の予算・活動計画の審議、地域の課題を検討する。
3. 理事若干名および監事2名を選任し、重要事項の事前審議を委任する。

なお、理事・監事の資格は、別添基準により選出されることが望ましい。

第7条(臨時総会) 1. 臨時総会は、会員の緊急要請に基づき、役員会に諮り必要に応じ開催する。

なお、会員20名以上の要請があれば、会長は開催しなければならない。

2. 理事および監事の補充選任・解任を行うことができる。

第8条(理事会) 1. 理事会は理事および監事で構成され、総会に諮る事項および総会開催を待てない緊急事項の審議を行う。

ただし、議決事項は直近の総会に報告することとする。

2. 期初、理事会メンバー互選で、会長1名・副会長若干名・会計1名の役員を選任する。
ただし、期の途中にあっても、役員の変更を決議できることとする。
3. 理事会は必要に応じ会長が召集しその議長を務める。
4. 理事会成立の要件は、メンバーの半数以上の出席とする。
5. 理事会の決議は出席メンバーの過半数の賛成に依る。

第9条(役員会) 1. 役員会は第8条2項の会長以下のメンバーで構成され、本会の日常運営に当たる。

2. 役員会は、必要に応じ(月1度程度)会長が召集しその議長を務める。

第10条(監事会) 1. 監事会は監事2名で構成され、会計監査を行う。

2. 監事が必要と認めたとき、役員会の日常活動の監査を行う。

第11条 理事会メンバーの任期は1年とし、定時総会選任後から翌年の定時総会までとする。

ただし、再任を妨げない。また、期途中で新たに選任された者の任期は、次回定時総会までとする。

第12条(会長代行) 何らかの事由で会長がその責を果たせないときは、役員会メンバー互選で会長代行者を選任し、その責務を代行させる。なお、その代行期間は、会長の復帰もしくは次期定時総会までとする。

第13条(委員会等の設置) 一定期間内に集中的に審議する課題に対応するために、委員会等を設置することができる。

設置の可否は理事会で審議し、運営指導は役員会に委任する。その活動報告は、役員会、理事会、および総会にて行う。

第14条 本会は会の運営上必要に応じ、会員ではない相談役およびオブザーバーを置くことができる。ただし、議決権はないものとする。

第15条 本会の諸経費は、町会費、および区補助金、寄付金、その他を以って充当する。

その会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第16条 本会則を変更する場合は、総会の議決を必要とする。

第17条 本会則に定義されない事項発生時は、社会常識のルールに従う。

第18条 本会則は決議の日から適用される。